

## 茂原市民生委員児童委員協議会 部会設置規程

### (目的)

第1条 本会規約第7条に基づいて設ける部会は民生委員・児童委員の活動強化に関する調査、研究、協議を行うことを目的とする。

### (設置)

第2条 本会は、別表に掲げる部会を置き、当該部会において、所轄する事項、委員の構成定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

### (委員の委嘱)

第3条 委員は本会会長が委嘱する民生委員・児童委員をもって構成し必要に応じて関係職員、学識経験者等の出席を求めることができる。

### (役員)

第4条 各部会には次の役員を置く。

- (1) 部会長1名 副部会長1名 会計1名
- (2) 役員を選任は各部会において行う。
- (3) 役員任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

### (役員職務)

第5条 部会長は部会を代表し、部会活動を総括するとともに、本協議会理事の職を兼ねる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(報告)

第7条 各部会の部会長は調査、研究、協議した結果について会長に報告するものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

附則

この規程は、昭和54年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、昭和55年12月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成 元年 5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成 7年 5月17日から施行する。

附則

この規程は、平成17年 4月27日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 4月24日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月 2日から施行する。

(別表)

部会名	所轄事項	委員の構成	定数	任期
地域福祉対策 問題研究部会	① 生活相談支援等在宅福祉 活動に関する調査研究 ② 障害福祉、高齢者福祉等 に関する調査研究 ③ 民生委員児童委員研修の あり方と推進に関する調 査研究	単位民協から推 薦された民生委 員	10名 以内	3年
児童対策問題 研究部会	① 児童福祉及び児童虐待防 止に関する調査研究 ② 支援を必要とする女性に 関する調査研究	主任児童委員	20名 以内	3年
広報対策問題 研究部会	① 民生委員児童委員制度の 広報広聴に関する調査研 究	単位民協から推 薦された民生委 員	10名 以内	3年

